

(別紙1)

利用者 負担段階	対象者の要件		対象者が65歳以上の場合 の単身の預貯金額 (夫婦の場合) (※3)	居住費(滞在費)の 負担限度額(円/日)				食費の負担限度額 (円/日)	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室 (※4)	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	次のいずれかに当てはまる方 ○生活保護受給者 ○世帯全員(※1)が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円 (2,000万円)以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1) が市町村民税 非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金【遺族年金(※2)・障害年金】収入額の合計が年額80万円以下	650万円 (1,650万円)以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①		本人の課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金【遺族年金(※2)・障害年金】収入額の合計が年額80万円超120万円以下	550万円 (1,550万円)以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②		本人の課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金【遺族年金(※2)・障害年金】収入額の合計が年額120万円超	500万円 (1,500万円)以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※1:配偶者については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

※2:寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。

※3:2号被保険者(65歳未満)については、段階に係わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

※4:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。